

2016年10月
第10号

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>

mail : info@msk-f.net

目次:

第9回及び第10回
裁判について 1

他地方の裁判状況 2

高校無償化の
中身を考えてみよう 3

リーフレットの紹介
— こるむ+こっぽんおーり — 4

連絡協議会の活動報告
— 無償化実現・福岡連絡協議会 — 4

会費(カンパ)のお願い 4

第9回及び第10回裁判について

■ 第9回裁判

6月16日(木)11時から、第9回裁判が福岡地裁小倉支部203号法廷で行われました。

傍聴希望者は100名を超えていましたが、残念ながら今回も44名しか入らない法廷での裁判となりました。

今回の裁判では、裁判長が替わったこともあり、原告が久しぶりに意見陳述を行うと共に、弁護団長の服部弘昭弁護士、事務局長の金敏寛弁護士が意見陳述を行いました。

原告の意見陳述では、高校2年の時に無償化制度から排除された時から7年間、一度も朝鮮学校の無償化適用を諦めた事が無いこと、現在、朝鮮学校で教員として勤務する夢は高校時代に育んだこと、朝鮮学校に通う子ども達の夢や希望を奪わないで欲しいことなどを切々と訴えました。

また、服部団長は国際人権法の観点から朝鮮学校除外が違法である事、金事務局長は、外交上の問題から朝鮮学校への差別政策を正当化することは許されないことだと主張しました。

裁判終了後、報告集会が行われ、金事務局長より報告がありました。

『裁判所との事前協議で原告弁護団は3つの点を要求した。①裁判部屋を大きい部屋に変更してほしい、②意見陳述

を毎回行いたい、③裁判所が学校見学を行ってほしい。①、②に関しては従前と変わらない扱いということであったが、③の学校見学に関しては検討させてほしい、とのことだった。今回の裁判では、原告が二つの準備書面と証拠、34人分の意見陳述書を提出した。被告からは一つの準備書面が提出された。』との金事務局長の報告を受け、弁護団より提出された書面に対する説明がありました。

また、弁護団より裁判の現状及び以降の弁護団の方針について説明があり、法的主張は基本的に終了した事、弁護団としては、国は政治的な判断はしていないとしているが、今回入手した証拠を元に、朝鮮学校に対する不指定処分が政治目的であった事などを主張するとの説明がありました。

報告集会では最後に、裁判への継続的な協力と、補助金問題に関しても同様の支援をお願いする旨の呼びかけがありました。

■ 第10回裁判

9月29日(木)14時から、第10回裁判が前回に引き続き、福岡地裁小倉支部203号法廷で行われました。

傍聴者希望者は90名を超えていましたが、今回も40名弱しか入らない法廷での裁判となりました。

今回、原告弁護団が提出した第15準備書面では、被告の第6準備書面に対し



미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

再反論しました。内容は、原告に適正な学校運営の立証を求める被告(国)の主張の矛盾点や、根拠なく朝鮮学校だけを疑う被告の主張が偏見に基づく誹謗中傷であるという点などをあらためて指摘しました。

さらに第16準備書面では、被告はこれまで、朝鮮高校に就学支援金を支給していない理由のひとつとして「就学支援金が授業料へ充当されないおそれがある」と説明してきましたが、無償化法の仕組みを考えると「無償化法は、学校の設置者による就学支援金の横領、あるいは第三者への流用などという事態を全く想定していない」ことが明かだとし、被告の主張は無償化法を逸脱した暴論だと指摘。さらにこの主張が「無償化法に違反する」「不指定処分をする理屈を作り出すために必要不可欠なロジック」であると批判しました。



被告が朝鮮高校を除外するもう1つの理由としてあげている規程13条(法令に基づく学校の適正な運営)については、無償化法が支給対象として定めている「高等学校等の課程に類する課程を置くもの」を逸脱した違法な規定だと主張しました。

弁護団は今回、学者による意見書3つを提出。次回の裁判でそれに基づく主張を行うと共に、原告が開示を求めている文書に対する被告の回答書が提出されたため、これらを踏まえた反論も行っていく予定です。

裁判終了後に行われた裁判官との進行協議では、今後の裁判の流れについて話し合わせ、最終段階となる尋問についても言及されました。尋問の

時期は、引き続き書面を通して双方の主張が続けられた後、来年5～6月頃になる見込みです。

前回協議に引き続き、弁護団は、裁判官の学校訪問の必要性についても改めて強調しました。



裁判報告集会では、金敏寛弁護士がこの日の裁判と進行協議の内容を報告しました。

また報告集会前に行われたミニ学習会では、京都朝鮮第一初級学校襲撃事件のヘイトスピーチ裁判に携わった富増四季弁護士に、「民族教育権」一裁判対応を通して見えたその真価と題して、京都での裁判を通して見えてきた民族教育に対する考えや、差別社会とどう向き合い改善していけばいいのかなどについて講演していただきました。

裁判終了後、弁護団・連絡協議会・学校教員他の焼肉懇親会を行い親睦を深めました。



第11回口頭弁論は、12月8日(木) 14時から福岡地裁小倉支部で開かれる予定です。

※ お詫び

ミレ通信の発刊が遅れ、今回は第9回裁判と第10回裁判についてのご報告となりました。申し訳ありません。

他地方の裁判状況

■ 広島

9月中に結審とのことでしたが、弁護団の奮闘の結果、結審が先送りになりました。しかしながら、裁判所は原告本人の尋問すら実施しないようです。

11月16日(水)に第14回口頭弁論が行われます。

■ 大阪

10月14日に尋問が行われます。おそらく大阪で最初の判決が出そうです。なお、大阪は大阪朝鮮学園を原告とする行政訴訟です。また、大阪補助金裁判は、8月9日に結審となり、来年1月26日に判決が言い渡される予定です。

■ 愛知

福岡と同じく、いまだ主張の応戦となっています。

11月7日(月)に第20回口頭弁論が行われます。

■ 東京

12月13日に尋問が行われます。大阪に続いて東京で判決が出ると思われます。なお、東京は福岡と同じく、学生を原告とする国家賠償請求訴訟です。



講演される富増四季弁護士

今後の裁判日程

- ◎ 広島：第14回口頭弁論
11月16日 広島地裁
- ◎ 愛知：第20回口頭弁論
11月7日 名古屋地裁
- ◎ 東京：第12回口頭弁論
12月13日 東京地裁
- ◎ 大阪：第15回口頭弁論
10月14日 大阪地裁

2016年10月

高校無償化裁判の中身を考えてみよう。

I、被告（国）の違法行為は、どんなこと？

1、施行規則の改定（八号の削除）をしたこと。

- ① 文部科学大臣は、教育の機会均等という高校無償化法の目的を実現するために、各種学校を適切に認定しなければなりません。にもかかわらず、規則を改定（改悪）したことは、委任の範囲を逸脱し、裁量権を乱用したものです。
- ② 朝鮮学校が、指定の申請をしても2年以上も放置していたことは行政手続法違反です。

2、規程13条に適合するものと認めるに至らないとし、文科大臣が不指定処分したこと。

- ① 「不当な支配」という、曖昧で抽象的な表現を持ち出して朝鮮学校を不指定処分しました。

※ 被告(国)の言い分

『朝鮮高校に対する北朝鮮や朝鮮総連の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法第16条1項に禁じる「不当な支配」にあたらないことなど適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念され、規程13条の基準に適合するものとは認めるに至らないと判断したものである。』

→ 被告(国)は、公安調査庁報告書や公安調査庁長官答弁や裏付けの薄い新聞報道などを持ち出して「不当な支配」があり、授業料を流用するおそれがあると差別と偏見に満ちた主張しているにすぎません。

- ② そもそも規程13条は、就学支援金が確実に授業料に充てられるかどうかを制度的・客観的に審査する規程であり、「不当な支配」の有無を審査するものではありません。加えて、再下位に位置する規程でもって上位の無償化法を否定することは、法の精神に反します。
- ③ 最終判断とは言えない内容（「審査に限界があり、規程13条に適合すると認めるに至らなかった」）で不指定処分をしたことは不当です。
- ④ 文部科学大臣は、「指定を行うときは、あらかじめ（審査会の）意見を聴くものとする（規程15条）」となっているのに、審査作業を中断して審査会の「取りまとめ意見」を聞くことなく、不指定処分を行いました。これは、法律違反です。

II、政治的な理由からの不指定処分は明か！

2012年12月28日、下村博文文部科学大臣は記者会見で、「朝鮮学校については拉致問題の進展がない

こと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続きを進めたい。」「今後、朝鮮学校が日本の学校教育法に基づいた学校に変われば無償化の対象になる」とコメントしました。

→ 上記の内容は、下村博文氏が野党議員のころから主張していました。この点を追及すると「科学大臣としての発言と野党議員の発言とは区別されるべきであり、不指定処分は政治的・外交的理由によってされたとは言えない。」と苦しい言い逃れをしています。

III、悪意に満ちた主張を繰り返す被告（国）

（被告第4準備書面より抜粋）

- ① 適正な運営がされていない学校は、在籍生徒数の虚偽報告を行い、過剰に就学援助金を代理受領することなども考えられる。
 - ② 「不当な支配」を受けている学校では、授業料に係る債権に充当しないという事態が発生しても、不当な働きかけによって生徒または保護者が外部に明らかにすることができずに結果としてそのような事態が公にならない可能性も否定できない。
- 事実に基づかない憶測と偏見だけで、差別を助長するような発言を繰り返す国の姿勢は、ヘイトスピーチと何ら変わりありません。

IV、高校無償化に関する法律の整理をしてみよう！

- ① 無償化法 2010年4月1日 成立
- ② 無償化法施行規則第1条1項2号ハの規定とは？
（第1条）専修学校及び各種学校

1項 上記のうち高等学校に類する課程を置くのを定める。

2号 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、つぎのもの

イ 民族系外国人学校 ※詳細省略

ロ インターナショナル・スクール ※詳細省略

ハ イ、ロのほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの

→ 対象となった学校は3校。朝鮮学校のみ不指定となり、さらにこのハ号規程を削除したので、朝鮮学校は完全に無償化制度から排除されることになりました。

- ③ 規程13条とは？

（無償化法規程 2010年11月5日制定）

第13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。

すべての子どもには学びへの権利があります！

リーフレットの紹介

第10回裁判時のミニ学習会で講演して下さった、富増四季弁護士が事務局長を務めた、京都朝鮮第一初級学校襲撃事件のヘイトスピーチ裁判を解説したリーフレットを紹介。

発行者は、こるむ(朝鮮学校襲撃事件裁判を支援する会)と、こっぽんおり(朝鮮学校と民族教育の発展をめざす会・京滋)。

リーフレットは、『ふくろう博士に聞いてみよう』—日本の裁判所はなんと云ったの?—という題名で、京都朝鮮学校襲撃事件の裁判結果を、襲撃事件の当事者が小学生だった事から、子ども達にも分かるようにやさしくQ&A形式で説明しています。

Q1、今回の高裁判決は、民族教育についてどのように判断したんですか？

A1、みなさんの朝鮮学校で行われている民族教育は、長い歴史のあるとても大事な営みで、日本の法律で大切に守られるものだと云いました。

から始まり、現在Q5までが発行されています。下記アドレスからダウンロードする事ができますが、1冊50円で販売し、収益金で全国の朝鮮学校に朝鮮語版リーフレットを届ける予定です。(送料実費負担)

<http://blog.goo.ne.jp/kopponori>



連絡協議会の活動報告

(2013年9月28日～2016年10月12日)

【2013年】

- 9月28日 「朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会」結成総会
- 10月23日 連絡協議会事務局会
- 31日 文科省より異議申立棄却決定書送付(全国の朝高へ)
- 11月 9日 高校生署名活動(折尾、小倉、千早)
- 20日 連絡協議会事務局会
- 12月16日 連絡協議会事務局会
- 12月19日 「九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求訴訟」提訴原告67名

【2014年】

- 2月12日 連絡協議会事務局会
- 15日 署名活動(博多、折尾、小倉)
- 17日 東京無償化裁判提訴
- 22日 全国弁護団会議(大阪)
- 3月 1日 連絡協議会事務局会
- 20日 第1回裁判ミレ通信 第1号発行
- 14日 連絡協議会事務局会
- 5月17日 全国弁護団会議(大阪)
- 20日 連絡協議会事務局会
- 6月 5日 第2回裁判・報告集会ミレ通信第2号発行
- 7月 8日 連絡協議会事務局会
- 26日 全国弁護団会議(大阪)
- 9月 2日 連絡協議会事務局会
- 25日 第3回裁判・報告集会ミレ通信第3号発行
- 10月30日 連絡協議会事務局会
- 12月18日 第4回裁判ミレ通信第4号発行
- 20日 全国朝鮮学校を支援する会交流会(東京)
- 24日 連絡協議会事務局会

【2015年】

- 1月16日 連絡協議会事務局会

- 2月12日 連絡協議会事務局会
- 14日 全国弁護団会議(大阪)
- 20日 文科省前全国統一行動
- 2月20日 高校無償化即時適用実現全国統一行動に連帯する福岡県民集会(小倉)
- 21日 無償化実現全国統一行動(東京)
- 3月19日 第5回裁判ミレ通信第5号発行
- 24日 連絡協議会事務局会
- 5月26日 連絡協議会事務局会
- 6月 6日 全国弁護団会議(大阪)
- 7月16日 第6回裁判ミレ通信第6号発行
- 31日 連絡協議会事務局会
- 9月29日 連絡協議会事務局会
- 10月10日 全国弁護団会議(大阪)
- 11月12日 第7回裁判ミレ通信第7号発行
- 25日 連絡協議会事務局会
- 12月20日 朝鮮学校を支援する全国ネットワーク2015年総会(東京)

【2016年】

- 1月18日 連絡協議会事務局会
- 2月13日 無償化全国集会(大阪)
- 15日 連絡協議会事務局会
- 20日 無償化実現福岡県民集会(小倉)
- 3月10日 第8回裁判ミレ通信第8号発行
- 22日 連絡協議会事務局会
- 5月25日 連絡協議会事務局会
- 6月16日 第9回裁判ミレ通信第9号発行
- 18日 全国弁護団会議(大阪)
- 26日 無償化実現福岡連絡協議会第2回総会(小倉)
- 7月16日 福岡県朝鮮学校を支援する会総会
- 8月22日 連絡協議会事務局会
- 9月29日 第10回裁判
- 10月 8日 全国弁護団会議(広島)
- 10月12日 連絡協議会事務局会
- 12月 8日 第11回裁判

会費(カンパ)のお願い

■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。(振込先は右記参照)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為には、これからも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広